漏水による
水道料金等の減免の
ご　案　内

＜ R5.7.1改定版 ＞

飯能市上下水道部水道業務課

電話　０４２-９７３-２１１１

減免の申請を行なう前にご確認ください。

漏水の修理は完了していますか？

いいえ → **飯能市指定給水装置工事事業者**に修理を依頼してください。

はい

修理は、市または飯能市指定給水装置工事事業者が行いましたか？

いいえ →

はい

漏水確認後、速やかに修理が行われていますか？

いいえ →

はい

減免申請は修理完了から３か月以内ですか？

いいえ →

はい

漏水箇所は地下・床下・壁中など外部から見えない所または、メーター漏水ですか？

いいえ →

はい

用途区分は家事用または営業用ですか？

いいえ →

はい

過去１年間に同一箇所で減免を受けていませんか？

いいえ → 過去１年以内に同じ箇所が漏水し、減免を受けた場合は対象になりません。

はい

納入期限を過ぎて未納になっている水道料金等はないですか？

いいえ → 納入期限を過ぎて未納となっている水道料金がある場合は受付(減免)できません。

はい

減免の対象になりません

【減免できない漏水】
- **蛇口からの漏水**
- **水洗トイレの漏水**
- **受水槽、増圧ポンプ、給湯器、エコキュート、太陽熱温水器などからの漏水（本体から下流の配管含む。）**
- **不正工事に起因するもの**
- **用途区分が臨時用であるもの**

など

次のページへお進みください

四角の中に数字（水量）を入れてください

Step1 減免を受けようとする年月の使用水量はいくらですか

減免を受けたい年月
（令和　　年　　月「ア」）の使用水量 [　　] ㎥・・・ ①

漏水に気がついた時から修理が完了するまでの間で、最も多い水量を記入してください。

Step2 過去の使用水量の平均水量を計算します

前年同期（令和　　年　　月※：「イ」）の使用水量 ※「ア」の１年前の年月	[　　]	㎥
前年同期（「イ」）の前回の検針月の使用水量	[　　]	㎥
＋）前年同期（「イ」）の次回の検針月の使用水量	[　　]	㎥
合計	[　　]	㎥・・・ ②

Step3 ②を３で割って１ヶ月あたりの平均水量を出します

[　　] ㎥・・・ ③

①の水量が③の水量より多い場合、減免対象となります。

次の書類を提出してください

1　水道料金等減免申請書　→　お客様に記入していただく申請書です。
　【修繕工事店記入欄】　→　修理をした工事事業者に記入していただきます。
2　漏水箇所がわかる図面
　※水道工務課で保管する、給水台帳図面を使用してください。
　※図面は、所有者または指定給水工事事業者に交付します。

水道料金が減免の対象となったお客様の下水道使用料については、前年同期と、その前後の検針月の３回分の平均排水量に減額されます。

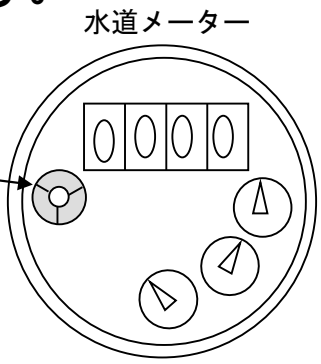
☆減免後の金額については、水道業務課までお問合せください。☆

～　思わぬ漏水を防ぐために　～

1　水道メーターの確認をお願いします。

敷地内の水道を使用していない状態のとき、メーターを確認します。

メーターについている パイロット が、少しでも回っている場合は漏水しています。お近くの飯能市指定給水装置工事事業者に連絡をし、修理を行ってください。



※検針は2ヶ月毎です。1ヶ月に1回は確認しましょう。

2　「使用水量のお知らせ」の確認をお願いします。

検針員が検針時に投函する「使用水量のお知らせ」（検針票）をご確認いただくことにより、不要な水の使用や漏水を発見することができます。

前月検針の使用水量と比較し、水量が増加しているようであれば、上記１により確認をお願いします。

3　長期にわたり水道を使用しない場合は、メーターボックス内の丙止水栓で止めておきましょう。また、寒冷地仕様の給水設備を使用している方は、水抜きをしましょう。

長期不在の際の漏水もお客様のご負担になってしまいます。メーターボックス内の丙止水栓を止めておくことにより、思わぬ漏水を防ぐことができます。

また、冬季に長期間使用しない場合、水道管の凍結により蛇口や給湯器等の給水設備が壊れ、大きな水漏れ事故になる場合がありますので、水抜きの機能がある給水設備は、必ず水抜きをしておきましょう。

なお、<u>閉栓のご連絡がない場合は、請求（基本料金）が発生します</u>のでご注意ください。

